

表5 ばい煙発生施設の硫黄酸化物排出・規制基準

K 値 規 制	次式により排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて排出許容量を定める規制	
	$q = K \times 10^{-3} \times He^2$ $He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$ $Hm = 0.795 \sqrt{Q \times V} \div (1 + 2.58 \div V)$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times (2.30 \text{Log} J + 1 \div J - 1)$ $J = 1 \div \sqrt{Q \times V} \times \{1,460 - 296 \times V \div (T - 288)\} + 1$	q : 硫黄酸化物量 (Nm ³ /h) K : 右欄に示す値 He : 有効煙突高 (m) Ho : 実煙突高 (m) Q : 15°Cにおける排出ガス量(m ³ /秒) V : 排出ガスの排出速度 (m/秒) T : 排出ガス温度 (°K)

総 量 及 び 燃 料 使 用 規 制	大気汚染防止法に定める定義 指定地域：大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域 特定工場等：環境省令で定める基準（原燃料の重油換算使用量が、0.1kL/h～1kL/h）に従い、知事が定める規模以上の工場・事業場	
	総 量 規 制 基 準	既設基準 ① $Q = a \times W^b$ ② $Q = C_m \div C_{m0} \times Q_0$ ③ 環境大臣が別に定める方法
		新設基準 ① $Q = a \times W^b + r \times a \{ (W + W_i)^b - W^b \}$ ② $Q = r \times C_m \div C_i \times Q_i$ [新設特定工場等] ② $Q = C_m \div (C_{m0} + C_{mi}) \times (Q_0 + Q_i)$ [増設特定工場等] ③ 環境大臣が別に定める方法
	燃 料 規 制	対象工場等 特定工場等以外の工場，事業場
使 用 基 準	既設基準 環境大臣が定める基準（燃料の硫黄含有率が1.2%以下）に従い知事が定める基準	
	新設基準	る基準

季 節 燃 料 規 制	対 象 区 域	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域として政令で定める地域
	燃 料 使 用 基 準	①燃料基準（燃料の硫黄含有率が0.5%以上1.2%以下） ②（①の燃料確保が困難なとき） [燃料の許容使用量] ≤ [燃料通常使用量] × [燃料基準] ÷ [通常の燃料中硫黄含有率]

注1 既設小型ボイラー（9頁注5参照）並びに大気汚染防止法施行令別表第1〔本概要表4（8頁）〕用施設には、SOxの排出基準は当分の間適用されない。ただし、指定地域内では、既設小型ボ
 2 燃料使用基準は、排煙脱硫装置が設置されている場合、捕集効率に応じたものとする。
 3 総量規制は、福山地域は昭和52年10月29日から、大竹地域は昭和52年11月30日から施行されて

地 域	K 値（着地濃度（ppm）＝K/584）	
	一般排出基準	特別排出基準(S49.4.1以降の新設施設)
福山市(芦田町,加茂町,駅家町,内海町,新市町,沼隈町,神辺町を除く。) 大竹市	3.5(0.006)	2.34(0.0040)
呉市(下蒲刈町,川尻町,安浦町,音戸町,倉橋町,豊浜町,豊町,蒲刈町を除く。)	5.0(0.0086)	
広島市(佐伯区を除く。) 安芸郡府中町,海田町,熊野町,坂町	7.0(0.012)	
竹原市,三原市(旧本郷町,久井町,大和町を除く。),尾道市(旧因島市,御調町,瀬戸田町を除く。),豊田郡大崎上島町東野	8.0(0.014)	
その他の地域	17.5(0.030)	

広島県内の対象地域		備 考
福山市(K値規制の地域と同じ地域のみ)	大竹市	Q : 特定工場等のSOx排出許容量(Nm ³ /h) Qo : 既設ばい煙発生施設からのSOx排出量(Nm ³ /h)
原燃料の重油換算使用量が,1,000L/h以上の工場・事業場		Qi : ばい煙発生施設の設置・変更で増加するSOx排出量(Nm ³ /h)
Q=0.0119W ^{0.85}	Q=0.0126W ^{0.9}	W : 既設ばい煙発生施設で使用される原燃料(重油換算)の総量(L/h) Wi : ばい煙発生施設の設置・変更で増加する原燃料(重油換算)の総量(L/h)
Q=0.0119W ^{0.85} +0.7×0.0119{(W+Wi) ^{0.85} -W ^{0.85} }	Q=0.0126W ^{0.9} +0.7×0.0126{(W+Wi) ^{0.9} -W ^{0.9} }	Cm : 削減目標量が達成されるように知事が定める一定の最大重合地上濃度(ppm) Cmo : Qoに係る最大重合地上濃度(ppm)
原燃料の重油換算使用量が,1,000L/h未満の工場・事業場		Cmi : Qiに係る最大重合地上濃度(ppm) a : 知事が定める定数 b : 0.8以上1.0未満の範囲で知事が定める定数 r : 0.3以上0.7以下の範囲で知事が定める定数
1.0%以下	1.2%以下	
0.7%以下	0.8%以下	

広島市(一般国道2号線と旧太田川左岸線との交差点を起点とし,順次同左岸線,京橋川左岸線,猿猴川右岸線及び一般国道2号線を経て起点に至る線で囲まれた区域)
[右図参照]

①1.0%以下
(適用期間毎年12月1日～翌年3月31日)

② [燃料の許容使用量] ≤ [燃料の通常使用量] × [燃料基準] ÷ [通常の燃料中の硫黄含有率]

凡例
● は燃料規制地域

の29, 30項のうち非常用及び既設で排出ガス量が10,000Nm³/h未満の施設並びに31, 32項のうち非常用及び29, 30項の常用施設は総量規制, 燃料使用規制は適用される。